

「発受電月報」に係る記載要領

2026年4月
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
電力産業・市場室

1. 報告対象者

電気事業者（小売電気事業者・一般送配電事業者・送電事業者・配電事業者・特定送配電事業者・発電事業者・特定卸供給事業者）

2. 報告期限

実績月の翌々月15日

3. 報告先

資源エネルギー庁電力産業・市場室調査班 <bz1-denryokuteikihoukoku@meti.go.jp>

4. 注意事項

(ア) 報告書の調査期間は一部調定月で整理する場合を除き、暦月の1ヶ月とする。

(イ) 調査期間中の累積を示すもの以外は原則としてその期間の終了日時点のものを報告する。

(ウ) 運転中、休止を問わず事業用電気工作物又は自家用電気工作物について報告する。なお、調査期間中に数値に変更があったものは、変更後のものによって計上する。

※「専ら自己の消費の用に供する発電用の電気工作物」及び「専ら自己の消費の用に供する蓄電用の電気工作物」については、「自家用発電所等運転半期報」で報告する。

(エ) 報告書に記載すべき数値については、本記載要領に特記した場合を除き、単位未満を四捨五入する。この結果、単位に満たない数値となる場合は「α」を記載する。

例：56,660kWhの場合 → 57と記載する。（単位1000kWh時）

例：420kWhの場合 → αと記載する。（単位1000kWh時）

(オ) 数値に負数が生じた場合は「－（マイナス）」を付して報告する。

(カ) 様式内の各シート内の黄色セルに必要な事項を記載する。

5. 「提出情報」シート

(ア) 提出年月日

月報の提出日を記載する。同一実績月で複数回の提出がある場合、提出年月日のより新しい報告が公表情報に反映される。

(イ) 報告実績年月

月報の実績月を記載する。記載情報をもとに集計対象年月が判定される。

(ウ) 報告対象事業者

報告対象事業者情報を記載する。名称変更しない限り、必ず他の月で記載した事業者名と表記を統一する。

(エ) 報告担当者

報告担当者情報を記載する。月報に係る連絡に使用される。

(オ) 電気事業者区分

該当する事業者区分に○をつける。

(カ) ファイル名設定

上記（ア）～（オ）の項目の記載内容をもとに、提出時に設定すべきファイル名が自動表示される。月報提出時にこのファイル名を設定して提出する。提出後の月報はファイル名先頭位置の19桁の半角数字と末尾位置の「発受電月報」の文言を用いて管理される。

6. 「様式第2第1表」シート

(ア) 「供給力 自社発電等」の「水力発電所」、「火力発電所」、「原子力発電所」及び「その他」の欄は、原動力別及び燃料種別に記載する。

(イ) 「供給力 自社発電等」の「最大出力」は、認可最大出力を記載する。

(ウ) 「供給力 自社発電等」の「電力量」は、送電端の数値を記載する。

※送電端とは、発電端電力量から所内電力量を差し引いたもの。

※自家消費〔所内電力量ではない自己の消費に供する電力量〕は差し引かず、送電端電力量に含めて、なおかつ「自家消費」欄に記載する。

(エ) 「火力発電所」の「発電所等数」「最大出力」及び「電力量」は、下記のとおり記載する。

A) 火力発電所で2種類以上の燃料を混焼している場合には、主要な燃料の欄にこれらを記載する。

B) 一つの火力発電所において、複数の発電機を有している場合は、発電機毎に主要な燃料の最大出力を求め、発電所数の欄には当該発電所における発電機の最大出力の合計が最も大きい燃料の欄に記載する。

C) 一つの火力発電所において、複数の発電機を有している場合は、発電機毎に主要な燃料の最大出力、電力量を求め、最大出力及び電力量の欄には発電機毎に主要な燃料の欄にこれらの合計を記載する。

(記載例) A発電所の発電所等数、最大出力の区分方法について

	号機	最大出力	使用燃料 (下線部: 主要燃料)
A発電所	1号	300MW	<u>LNG</u>
	2号	400MW	<u>石油</u> , LPG
	3号	500MW	<u>石油</u> , LPG
	4号	400MW	<u>LNG</u> , LPG

① 発電機毎に主要な燃料を定め、主要な燃料で区分した最大出力を算出する。

	主要な燃料	最大出力	備考
A発電所	LNG	700MW	1号機, 4号機
	石油	900MW	2号機, 3号機

② A発電所は、主要な燃料で区分した最大出力のうち、最も大きい燃料の発電所として発電所等数欄へ記載し、最大出力は、主要な燃料毎に記載する。

	燃料の種類	発電所等数	最大出力
火力	L N G		700
	石 油	1	900
	計	1	1,600

(オ) 火力の燃料の種類欄に該当しない火力発電は、火力の「その他」の欄に記載する。

(カ) 「供給力 自社発電等 新エネルギー等発電所等」の「計」の「発電所等数」、「最大出力」の欄については、「風力」、「太陽光」、「地熱」及び「蓄電池」の合計を記載し、専ら又は主として使用する燃料がバイオマス及び廃棄物の場合には、「バイオマス」及び「廃棄物」の欄に〔 〕を付して再掲する。

※専ら又は主として使用する燃料がバイオマス及び廃棄物の場合とは、様式第2第3表(全電気事業者の火力発電用燃料消費実績)の燃料種別計の実績の基となる自社の発電所別の「消費量×発熱量」のうちバイオマス又は廃棄物の「消費量×発熱量」が最大の場合とする。

(キ) 「供給力 自社発電等 新エネルギー等発電所等」の「バイオマス」及び「廃棄物」の「電力量」の欄には、「自社発電等 火力発電所」の「電力量」の欄に記載する電力量のうち、バイオマス及び廃棄物に係る「電力量」をそれぞれ〔 〕を付して再掲する。「供給力 自社発電等 新エネルギー等発電所等」の〔 〕を付して再掲するバイオマス及び廃棄物に係る電力量は、次式により発電所別に算出した数値を合計し、小数点第1位以下を四捨五入し、整数単位で記載する。

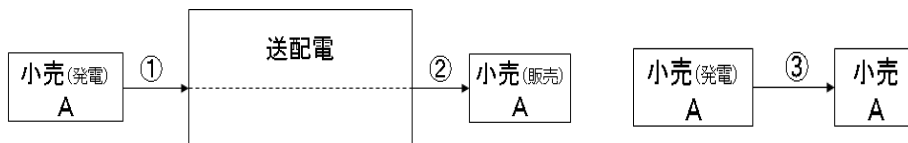
$$\text{発電電力量}(10^3\text{kWh}) \text{ (様式第 2 第 1 表の火力発電所の該当燃料種別の「電力量」に含まれる発電所別の電力量)} \times \frac{\text{バイオマス発熱量}(10^3\text{kJ}) \left\{ \begin{array}{l} \text{自社の発電所別のバイオマスの「消費量} \times \text{発熱量」の合計値} \\ \text{自社の発電所別の燃料種別ごとの「消費量} \times \text{発熱量」の合計} \end{array} \right\}}{\text{消費燃料総発熱量}(10^3\text{kJ})}$$

$$\text{発電電力量}(10^3\text{kWh}) \text{ (様式第 2 第 1 表の火力発電所の該当燃料種別の「電力量」に含まれる発電所別の電力量)} \times \frac{\text{廃棄物発熱量}(10^3\text{kJ}) \left\{ \begin{array}{l} \text{自社の発電所別の廃棄物の「消費量} \times \text{発熱量」の合計値} \\ \text{自社の発電所別の燃料種別ごとの「消費量} \times \text{発熱量」の合計値} \end{array} \right\}}{\text{消費燃料総発熱量}(10^3\text{kJ})}$$

(ク) 「供給力 他社送受電電力量の差引合計」欄には、振替供給電力量、接続供給電力量のうち託送相当分（小売電気事業者にあつては一般送配電事業者への送電電力量①及びそれに相当する受電電力量②）及び自己託送電力量③を除いた数値を記載する。（下記図を参照）

※第 4 表の「合計」欄の「差引電力量」と同じ数値となる。ただし、

- ① 振替供給、接続供給及び自己託送の契約を超えて、電力系統に流入してくるものについては、「他社送受電電力量の差引合計」に含めて計上するものとする。
- ② 小売電気事業者に対して供給する小売電気事業の用に供する電力量又は小売電気事業者が供給を受ける小売電気事業の用に供する電力量（接続供給電力量のうち託送相当分を除く。）については、「他社送受電電力量の差引合計」に含めて計上するものとする。



(ケ) 「供給力 自社余剰計」欄の「電力量」は、自社の自家用電気工作物で発電する電気のうち、自家消費及び特定供給（電気事業法第 2 7 条の 3 1 第 1 項の規定に基づき経済産業大臣の許可を受けて行う電気の供給）に使用せずに、自社が行う電気事業（電気事業法第 2 条第 1 項第 1 6 号）の用に供するための電気として用いた場合の当該電力量の合計値を記載する。

(コ) 「供給力 発電電計」欄の「電力量」は、「供給力 自社発電等計」欄の電力量に「供給力 他社送受電電力量の差引合計」欄、「供給力 自社余剰計」欄、「供給力 揚水式発電所の揚水用動力」及び「供給力 蓄電池の充電電力」欄の電力量を加えたものとする。

(サ) 「供給力 自家消費計」欄の「電力量」は、「供給力 自社発電等計」欄の電力量のうち、自家消費及び特定供給（電気事業法第 2 7 条の 3 1 第 1 項の規定に基づき経済産業大臣の許可を受けて行う電気の供給）に使用する電力量の合計値を記載する。

※第 5 表（3）の「合計」欄の「電力量」と同じ数値となる。

(シ) 「供給力 送電端供給力」欄の「電力量」は、「供給力 発電電計」欄の電力量から「供給力 自家消費計」欄の電力量を差し引いたものとする。

(ス) 「需要電力量」欄には、様式第 2 第 5 表（1）の電灯電力等需要実績の「使用電力量」の項の「合計」欄の電力量を記載する。※「供給力 送電端供給力」欄と「需要電力量」欄の数値が合致しない（「需要電力量」欄の方が大きい場合も含む）場合があつても問題ない。

7. 「様式第2第2表」シート

「発電所数」、「最大出力」、「電力量」は、様式第2第1表に記載した、「供給力 自社発電等」の「発電所等数」、「最大出力」、「電力量」について都道府県別に記載する。

※「合計」欄の「発電所等数」「最大出力」「電力量」は、第1表と整合性をとることとし、また、各都道府県の「発電所等数」「最大出力」「電力量」のそれぞれの和と整合性をとること。なお、端数処理（四捨五入）による誤差はこの限りではない。

8. 「様式第2第3表」シート

(ア) 「受入量」、「消費量(払出量)」及び「月末貯蔵量」は、整数で記載する。

(イ) 「消費量(払出量)」の数値は、純発電用の燃料、発電準備用の燃料、点火用の燃料及び試運転用の燃料（系統に併入して発電した電力量に見合う燃料）について記載し、それ以外の消費燃料（雑用）については同項の「雑用」に別掲する。

(ウ) 各燃料の「発熱量」の測定は、原則として日本産業規格による。

(エ) 「石炭」及び「バイオマス」の受入量及び月末貯蔵量は湿潤、消費量は湿潤・乾燥の両方を記載する。また、発熱量は乾燥ベースで記載する。※消費量について、乾燥ベースを計測していない場合は湿潤のみ記載し、その際の発熱量は、湿潤ベースで計測したものを記載する。

(オ) 「月末貯蔵量」は、振替、棚卸しによる出欠斤等の数量を調整した後の数値を記載し、出欠斤等の数量は、同項の「棚卸等」に記載する。なお、「石炭」については、バンカー内に貯蔵されているものを含む。

(カ) 「月末貯蔵量」は、「(前月末貯蔵量) + (当月受入量) - (当月消費量)」により算定し、記載できる。

(キ) 「重油」については、油種（A重油、B・C重油）別に記載する。ただし、汽力発電に使用する重油で油種を区別することができない場合は、「その他重油」に記載することとする。※発熱量について、ジュール（J）の測定器がない場合は、cal から J を換算することとする。この際の換算係数は、1 cal = 4.18605 J とし算出する。

(ク) 各燃料の単位は、以下の表のとおりとする。

燃料	受入量 消費量(払出量) 月末貯蔵量	発熱量
石炭、LPG、LNG、歴青質混合物、木質バイオマス その他バイオマス、廃棄物、アンモニア、水素	t	k J / k g
A重油、B・C重油、その他重油、原油、天然ガス液 軽油、灯油、廃食油、残渣油(アスファルト)	k l	k J / l
天然ガス、COG、高炉ガス、転炉ガス、混合ガス 製油所ガス、都市ガス、その他ガス	1 0 ³ m ³	k J / m ³

※「その他」については、記入する燃料種別に応じた単位を記入すること。

9. 「様式第2第4表」シート

(ア) 受電実績は、「暦月」でなく「調定月」ベースで記載することができる。

※「調定月」＝「請求月」。

(イ) 「電気事業者以外の事業者」の欄の「受電電力量」は、電源種別、燃料種別及び原動力種別に記載し、「電気事業者以外の事業者」への送電電力量は「その他」欄の「送電電力量」に記載する。

(ウ) 電気事業者以外の者から、燃料種が不明な火力発電、記載の燃料種以外（バイオマス及び廃棄物含む）の火力発電による受電電力量があった場合には、「火力発電 計」にのみ記載する。ただし、バイオマス及び廃棄物の場合には、「新エネルギー等 バイオマス／廃棄物」、さらに「新エネルギー等 計」の上段側（バイオマス及び廃棄物の合計値）に再掲する。

(エ) 「その他」については、電気事業者以外の者からの電源種別、燃料種別及び原動力種別が不明な受電電力量、相手先が不明な場合における送受電電力量及び自己託送の契約超過分に係る受電電力量並びに自己託送の契約不足分に係る送電電力量を記載する。なお、日本卸電力取引所における取引分についても、「その他」に記載する。

(オ) 「受電電力量」及び「送電電力量」は、契約に定める地点の送受電電力を記載する。

(カ) 一般送配電事業者は、電気事業法第20条第1項の規定による届出をした約款（最終保障供給約款）の供給条件に係る需要（以下「最終保障需要」という。）、同法第21条第1項の規定による届出をした約款（離島供給約款）の供給条件に係る需要（以下「離島需要」という。）及び自社需要への供給に係る送受電実績を記載する。また、最終保障需要及び自社需要に係る送受電実績については、需要実績から約款ロス等を用いた計算値を記載することで差し支え無い。

10. 「様式第2第5表(1)」シート

(ア) 「特定需要」の欄には、電気事業法附則第16条第1項に規定する供給条件に係る「需要数」及び「使用電力量」について記載する。

(イ) 「需要数」は、その調定月の月末時点の需要数を記載し、「使用電力量」は、その月の調定分の電力量を記載する。

(ウ) 定額電灯、臨時電灯等の「使用電力量」は、W数、使用時間数、使用日数等を基礎として計算した数値を記載する。

(エ) 自家発補給電力は1契約として、該当種類欄に記載する。

(オ) 予備電力は、1契約と考えない。したがって、kW数も不要である。

(カ) 沖縄電力株式会社にあつては、「高圧電力A・B」欄に、高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含む。）を使用する需要を記載するとともに、「業務用電力」欄に、高圧で電気の供給を受けて、電灯若しくは小型機器を使用し、又は電灯若しくは小型機器と動力とを併せて使用する需要を記載する。なお、契約使用期間が1年未満の需要を除く。

(キ) 「最終保障需要」の欄には、最終保障需要に係る需要数及び使用電力量について記載し、「離島

需要」の欄には、離島需要に係る需要数及び使用電力量について記載する。

(ク) 「その他需要」の欄については、「特定需要」、「最終保障需要」及び「離島需要」以外の需要について、特別高圧、高圧、低圧（電灯・電力・低圧計）の別に使用電力量を記載する。

(ケ) 特定送配電事業者にあつては、電気事業法第27条の15により登録された送電用及び配電用の電気工作物により電力供給を行っている場合には、「その他需要」の備考欄に、当該供給により送電している電力量を〈 〉を付して再掲する。

11. 「様式第2第5表(2)」シート

(ア) 「契約口数」及び「使用電力量」は、様式第2第5表(1)で記載した契約口数及び使用電力量について、都道府県別に記載する。

※「合計」欄の「契約口数」「使用電力量」は、第5表(1)と整合性をとることとし、また、各都道府県の「契約口数」「使用電力量」のそれぞれの和と整合性をとること。なお、端数処理（四捨五入）による誤差はこの限りではない。

(イ) 「特定需要計」の欄は、みなし小売電気事業者のみ記載する。

12. 「様式第2第5表(3)」シート

(ア) 「特定供給」とは、電気事業法第27条の31第1項の規定に基づき経済産業大臣の許可を受けて行う電気の供給をいう。

(イ) 「特定供給」の欄については、前述の大臣の認可ごとに「契約口数」、「契約kW数」及び「使用電力量」を記載する。

よくある問合せ

番号	問合せ	回答
1	提出期限内に提出が間に合わない場合どうすればよいか。	提出期限の数日後にその時点で未提出の事業者宛てに提出催促のメールが送られます。こちらに記載の催促期限に提出が間に合わない場合のみメールでご連絡ください。催促期限に提出が間に合う場合は事前の連絡は不要です。また、催促期限に間に合う場合は暫定値での報告は不要です。
2	提出するエクセルに開封用のパスワードを設定してよいか。	以下のパスワードのみエクセル開封用のパスワードとして設定することを認めます。 Geppou10 エクセル開封用にその他のパスワードを設定した場合、未提出扱いとなります。
3	「提出情報」シートで指定されたファイル名以外を設定して提出してよいか。	ファイル名先頭位置の19桁の半角数字と末尾位置の「発受電月報」の文言はその位置と表記について指定されたファイル名と一致させてください。 これらの間の位置の事業者名のみ指定外の略称の設定を認めます。 上記の条件を満たしていない場合、未提出扱いとなります。
4	複数のファイルを1通のメールでまとめて提出してよいか。	問題ありません。添付のZipファイル内もしくはメールに直説添付された複数のエクセルファイル内のいずれかのファイル名とメール件名を同一にしてご提出ください。
5	提出済みの報告を修正する場合、どうすればよいか。	該当するシートの数値を修正して、「提出情報」シートで同一実績月の「提出回数」に「2」以上の数値を記載し、「修正報告」の欄で修正内容を説明してメールで再提出してください。電話連絡は不要です。

6	報告担当者を変更したい場合どうすればよいか。	「提出情報」シートの「報告担当者」情報を変更して翌月実績で提出してください。電話連絡は不要です。
7	「報告担当者」について、業務委託で発受電月報を作成しているが、実際に発受電月報を作成した者の名前を書くこととしてよいか。	報告を担当している方であれば問題ありません。
8	バイオマス及び廃棄物の欄に数値を記載すると、[]が付されるがこれはどういう意味か。	火力発電の内数であることを示します。
第1表		
9	販売用の蓄電池ではなく、社内の電気設備に送電する為に使用する非常用の直流蓄電池も報告対象になるのでしょうか。	報告対象は発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物です。これに該当しないものは報告対象外です。
10	弊社では発電事業届出書において1変電所に複数の蓄電池を届出しております。蓄電池の発電所等数について、1変電所構内に複数の系列の蓄電池が設置されている場合には「1」としてよいのでしょうか。	「1」として報告してください。
第2表		
11	自社で把握している数字と自動計算で表示された数値が一致しないが問題ないか。	問題ありません。自動計算に適用される内訳の数値が正しく記載されていれば、自動計算された数値とのずれは端数処理によるずれとして処理します。
第3表		
12	「消費量－雑用」欄には、何を記載すればよいか。	一旦は発電用として使用する「受入量」として報告したものの、その熱量が発電用に寄与しなかったものを記載してください。 例：販売や所内ボイラー用に使用する場合、また、タンクから燃料が漏れ出てしまった場合やガスを大気放散してしまった場合もこれに該当します。

1 3	「月末貯蔵量－棚卸等」欄には、何を記載すればよいか。	電気事業会計規則の取扱要領においては、貯蔵品について『毎事業年度1回以上定期的に実地棚卸を行うもの』と取り決められている。実地計量を行うと、大抵の場合、帳簿用の数値と差異（出斤・欠斤）が生じるので、その補正値を記載してください。
1 4	バイオマスに関する定義を教えてください。	<p>「バイオマス」：動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの※原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。</p> <p>「木質バイオマス」：バイオマスのうち木竹に由来するものをいう。</p> <p>「木質バイオマス」の「湿潤」「乾燥」の定義は下記のとおり。</p> <p>「湿潤」…水分が含まれている状態（無水無灰ベース以外）</p> <p>「乾燥」…無水無灰ベース</p>
1 5	バイオマス燃料について、燃料毎に記載する様式となりますが、燃料毎に分けられない場合どのように回答すればよろしいですか。	バイオマス燃料を品目別に分けられない場合は、「その他バイオマス」欄に「～他分別計算不可」として1つの燃料種別としてご回答ください。「～」の箇所そこに含まれている主要な燃料を1つ記載してください。
1 6	その他バイオマスの受入量等についてごみ焼却施設発電所の場合、バイオマス比率よりバイオマス、廃棄物の受入量を按分し、バイオマスの総受入量を算出します。そのバイオマス総受入量に対して、ごみ分析結果より算出されたバイオマス成分の組成割合（紙類等）を乗じた按分量を記載すればいいでしょうか。	ご認識通り、割合から求められる値を記載してください。

第4表		
17	「電気事業者／受電電力量、送電電力量」欄には、何を記載すればよいか。	電気事業者から受電（調達）した量、逆に電気事業者に送電（卸売）した量を記載してください。常時BU、インバランス、発電事業者との相対契約などが該当します。送電電力量もプラス値で記入してください。
18	日本卸電力取引所（JEPX）において売買したものは、どこに記載すればよいか	「電気事業者以外の事業者／その他」欄において、買ったものは受電電力量に、売ったものは送電電力量に、それぞれ記載してください。
第5表（1）		
19	「特定需要」の欄に数値を記載する必要があるか。	「特定需要」は、低圧分野において規制料金となっている需要になります。旧一般電気事業者（みなし小売電気事業者）が実績値を記載する欄になります。
20	「最終保障需要」、「離島需要」の欄に数値を記載する必要があるか。	「最終保障需要」と「離島需要」は、一般送配電事業者が実績値を記載する欄になります。
21	自社で把握している数字と自動計算で表示された数値が一致しないが問題ないか。	問題ありません。自動計算に適用される内訳の数値が正しく記載されていれば、自動計算された数値とのずれは端数処理によるずれとして処理します。
第5表（2）		
22	自社で把握している数字と自動計算で表示された数値が一致しないが問題ないか。	問題ありません。自動計算に適用される内訳の数値が正しく記載されていれば、自動計算された数値とのずれは端数処理によるずれとして処理します。